

○乙部町個人番号の利用等に関する条例

平成27年12月16日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報で

あって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月17日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月9日条例第2号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

附 則 (令和6年3月26日条例第6号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日条例第9号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 町長	乙部町子ども医療費助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第15号）による子ども医療費の助成に関する事務
2 町長	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第16号）による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務
3 教育委員会	経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	乙部町子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務	<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p>(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）</p> <p>(3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）</p>
2 町長	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務	<p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 住民票関係情報</p>

別表第3（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務	町長	住民票関係情報
2 教育委員会	経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務	町長	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料その他徴収金の徴収に関する事務 (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報 (5) 住民票関係情報